

## 第3回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和7年8月25日（月）

開催場所 菖蒲行政センター4階第一集会室

開会時刻 午前10時00分

閉会時刻 午前10時54分

第3回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 捵

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第8号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第5号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第6号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第9号 農業用施設用地に供する届出について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 17名

会長	杉	田	孝	行	君	会長代理	宮	城	与	四郎	君
2番	籠	宮	信	寿	君	3番	池	田	庄	司	君
4番	奈	良	晴	夫	君	5番	原		義	雄	君
6番	岸	田	一	男	君	7番	青	木		豊	君
8番	石	井	幸	宏	君	10番	高	橋	七	海	君
11番	岡	田		武	君	12番	市	原	功	樹	君
13番	坂	巻	泰	子	君	14番	野	村	俊	岳	君
15番	早	野	公	夫	君	16番	長	谷	智	英	君
17番	野	口	和	幸	君						

欠席委員 2名

1番	柴	崎	行	雄	君	9番	大	澤	一	樹	君
----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---

推進委員

菖蒲 10	石	井	松	江	君	鷺宮 1	齋	藤	貞	夫	君
鷺宮 4	飛	高		達	君	鷺宮 5	芝	崎	千	皓	君

事務局

事務局長	田	中	智	也	副 兼 主 係 幹 長	田	口	一	美	
主任	松	崎	宣	幸	主 事	横	山	玲	央	

農業振興課

係長	中	村	篤
----	---	---	---

午前10時00分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、第3回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、1番、柴崎委員、9番、大澤委員より欠席の連絡をいただいております。

初めに、杉田会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（杉田孝行君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第3に入ります。

議事録署名委員ですけれども、私のほうから指名させていただきます。5番の原委員さん、6番の岸田委員さん、よろしくお願ひいたします。

◎経過報告

○会長（杉田孝行君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、よろしくお願ひします。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回7月25日の総会より本総会開催前までの経過について、ご報告いたします。

総会議案の3ページを御覧ください。7月30日、関東農政局農村振興部農村計画課主催による、令和7年度関東農政局管内農地転用許可制度実務研修がウェブにおいて開催され、田口副主幹が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、8月8日、埼玉県農業會議主催による、農業委員会サポートシステム操作研修会がTKP大宮ビジネスセンターにおいて開催され、田口副主幹が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、8月21日、埼玉県農業會議主催による、令和7年度農地利用最適化活動活性化研修会が、羽生市産業文化ホールにおいて開催され、杉田会長はじめ農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

経過報告につきましては以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま田中事務局長より経過報告の説明がございました。今月の経過報告について何かご質問がありましたら、お受けいたします。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんのほうから皆さんに周知しておくべき事項等がありましたらご報告願います。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第6号

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第5、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の6ページを御覧ください。申請書番号252309番、譲受人、譲渡人、いずれも菖蒲町台在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町台地内の畠1筆、230平米でございます。権利の内容は売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を92アール耕作しており、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているとのことでございます。

以上の案件につきまして、所有農地について、全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

青木委員さん、よろしくお願ひします。

○7番（青木 豊君） 7番、青木です。8月19日に大澤委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号252309、申請地は三箇小学校から西に300メートルほどのところにございます。農地の状況は畠で、キュウリ、ナスなどを作付中でした。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況、また、昔からイチゴを作付されているなどの状況から、申請地を取得後も適正に耕作すると思われます。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございました。

ただいま青木委員さんからの調査報告について質問をお受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

○議案第7号

続きまして、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。

事務局の説明をお願いします。

田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の8ページを御覧ください。申請書番号254506番、譲受人は下早見に本店を置き、不動産の売買、賃貸、仲介業などを行う法人、譲渡人は下早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の田1筆、841平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります貸福祉施設（共同生活援助施設）建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、水道管、下水管、またはガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設、または公益施設が存続することか

ら、第3種農地と判断しております。譲受人は宅建業を営んでおりますが、神奈川県横浜市に本店を置き、障害者総合支援法に基づく共同生活援助事業を行っている事業者と共同して福祉活動の支援を行うことになりました。日中サービス支援型障害者グループホームの設置に当たり、適地を探していたところ、静かな環境、交通利便性、日当たりなど良好な立地条件にあり、土地の所有者から了承が得られたことから今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号254507番、譲受人は東京都千代田区に本店を置き、流通業、コンビニエンスストアの経営などを行う法人、譲渡人は東大輪在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の田1筆、畠1筆、合計2,890平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります店舗、コンビニエンスストア建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がりが10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。申請地は、市道鷺宮13号線に接道しており、1日を通して交通量の多い通りとなっておりますが、周辺には買物の拠点となる店舗が少ないことから、ドライバーの休息施設としても利用可能な沿道サービス施設であるコンビニエンスストアの出店を検討したところ、土地の所有者から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

以上の案件につきまして、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など一般基準につきましても、支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（杉田孝行君） 田口係長、ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

長谷川委員さん、よろしくお願いします。

○16番（長谷川智英君） 議席番号16番、長谷川です。それでは、現地調査報告をさせていただきます。

8月19日に籠宮委員さんと現地調査を行いました。申請番号254506番、申請地はアリオ鷺宮店から北へ約800メートル、UR鷺宮団地の南側に位置しております。周囲は、北側が用排水を挟んで畠となっており、また、東側は田んぼ、南側は田、用水、農道を介した田んぼとなっております。西側が市道となっており、アリオのほうに続く市道が通っています。被害防除につきましては、周囲を擁壁で管理され、排水については合併浄化槽を設置し、申請地西側の道路側溝に接続する計画となっており、周辺への被害は及ぶことはないと思われます。

以上、本件について申請地の内容、現地の状況から許可相当と思われます。

続きまして、申請書番号254507番、申請地は桜田小学校から南に約400メートル、JR東北新幹線の高架から東に約100メートルで、さいたま・栗橋線から幸手香日向に向かう市道に面した位置にあります。周囲は、西側が市道、北側に住宅、東側は用排水路を挟んで田んぼとなっており、南側が幸手市に向かう市道となっております。被害防除については、周囲をコンクリートブロックで擁壁を設置し、防除対策を取るような計画となっております。また、排水については合併浄化槽、市道に面した出入口部分には集水ますを設置し、市道側溝に接続する計画となっており、周辺の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上、本案件につきまして、申請内容及び現地の状況から許可相当と思われる判断しました。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございました。

ただいま長谷川委員さんからの調査報告についてご質問をお受けしたいと思います。

岸田委員さん。

○6番（岸田一男君） 事務局に確認いたします。254506の福祉施設なのですけれども、これは建てて貸すのですね。貸福祉施設。これを計画としては、今話出したけれども、グループホームを造るのですか。その確認です。お願い

します。

○主任（松崎宣幸君） 事務局の松崎と申します。岸田委員さんのご質問ですが、貸福祉施設としてグループホームを建設する計画となっています。こちらについては農地区分が第3種農地、立地基準上、原則許可地でございますので、今回貸福祉施設でも農地法上は要件満たしますということで判断しております。

以上です。

○会長（杉田孝行君） 岸田委員さん、よろしいでしょうか。

○6番（岸田一男君） ありがとうございます。

○会長（杉田孝行君） ほかにございますか。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手をお願いします。

[賛成者挙手（全員）]

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

○議案第8号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第8号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について上程いたします。

田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第8号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、議案書の10ページを御覧ください。

初めに、久喜8番、設定を受ける農地は、所久喜地内の畠2筆、1,699平米でございまして、所久喜在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、普通畠利用10年間となっております。

続きまして、菖蒲8番、設定を受ける農地は、菖蒲町小林地内の畠4筆、田1筆、合計4,358平米でございまして、菖蒲町小林に事務所を置く法人となっております。設定する権利は賃貸借権ほかの設定、水田利用7年6か月ほか、賃借料は反当たり、米30キログラム相当額となっております。

続きまして、菖蒲9番、10ページから11ページを御覧ください。設定を受ける農地は、菖蒲町菖蒲地内の畠10筆、3,570平米でございまして、加須市在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、普通畠利用6年間となっております。

続きまして、菖蒲10番、設定を受ける農地は、菖蒲町下栢間地内の田2筆、1,366平米でございまして、菖蒲町上栢間で在住の方となっております。設定する権利は賃貸借権の設定、水田利用6年間、賃借料は反当たり2,000円ほかとなっております。

続きまして、菖蒲11番、設定を受ける農地は、菖蒲町新堀地内の田6筆、3,324平米でございまして、菖蒲町新堀在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、菖蒲12番、設定を受ける農地は、菖蒲町下栢間地内の田1筆、1,017平米でございまして、菖蒲町下栢間の在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、水田利用6年間、賃借料は反当たり1万円とな

っております。

続きまして、菖蒲13番、11ページから17ページを御覧ください。設定を受ける農地は、菖蒲町下栢間、菖蒲町上栢間及び菖蒲町小林地内の田99筆、7万8,986平米でございまして、桶川市在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権ほかの設定、水田利用6年間、賃借料は反当たり6,000円となっております。

続きまして、菖蒲14番、設定を受ける農地は菖蒲町柴山枝郷地内の畑3筆、1,302平米でございまして、菖蒲町新堀在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、普通畑利用6年間、賃借料は反当たり9,000円となっております。

最後に、菖蒲15番、18ページを御覧ください。設定を受ける農地は、菖蒲町柴山枝郷地内の田6筆、4,961平米でございまして、菖蒲町柴山枝郷在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） 田口係長、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けしたいと存じます。

野口委員さん。

○17番（野口和幸君） この方ですが。設定を受ける方ですけれども、この方は、かなり面積が多いのですけれども、従前というか、現在、何を耕作していたのですか。やはり稻作というか、米作ですか。ちょっと細かな質問、この方の今の状況ちょっと教えてもらいたいのですけれども。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ただいま野口委員さんからの質問、事務局のほうで。

○副主幹兼係長（田口一美君） 私のほうから説明いたします。こちらの方につきましては、この後、認定農業者の認定もあるのですけれども、現在、稻作を行っている方です。

○17番（野口和幸君） どのぐらい。面積。

○副主幹兼係長（田口一美君） 現在の作付面積でございますが、3,200アールでございます。

○会長（杉田孝行君） よろしいでしょうか。

○17番（野口和幸君） はい。

○会長（杉田孝行君） ほかにございますか。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第8号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

[賛成者挙手（全員）]

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

○報告事項

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第7、報告に入ります。

田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） 初めに、議案書の20ページを御覧ください。農地法第4条の届出でございます。今月は2件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、22ページから25ページを御覧ください。農地法第5条の届出でございます。今月は、11件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、27ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は2件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、29ページから30ページを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は7件の合意解約に係る通知が提出されております。

最後に、32ページを御覧ください。農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は1件の届出を受理しており、農業用車庫兼倉庫建築に伴う届出となっております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま報告について何かありましたら、お受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（杉田孝行君） それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今月2件ありますて、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者の認定に関する意見照会と地域計画（案）に係る意見について意見照会がありました。

それでは、まず第1点目、農業経営改善計画の認定に関する意見照会について、事務局から照会事項について内容の説明を求めます。

田口係長、よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） 認定農業者を認定するに当たりましては、農業経営者から市に対して農業経営改善計画が提出されます。これらを判断するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められているものでございまして、今月は1件の申請が提出されております。

それでは、総会資料と一緒に配付させていただきましたA4コピーのもので、表側に農業経営改善計画の認定に係る意見についてと書かれているものを御覧ください。申請者は桶川市在住の方で、現在の作付面積は3,200アール、今後は作付面積を拡大し、5,000アールまで拡大する計画でございます。目標とする営農類型は、稲作の主穀単一経営でございます。ICT（情報通信技術）の導入などによる生産方式の合理化、市場性の高い作物や高収益作物の選定、法人化、圃場の集約などを目標にしております。新規の認定となります。農業経営の実績があり、菖蒲町小林地区、栢間地区の遊休農地の解消に努めるなど地域への貢献度が高く、農地拡大、作業の効率化が期待できることから認定について支障ないものと考えております。

以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ただいま説明がありました。何か質問がございましたらお受けしたいと思います。

岸田委員さん。

○6番（岸田一男君） 大した質問ではないのですけれども、この方、桶川に農地を持っていないのですか。全部久喜なのですね。それだけです。

○会長（杉田孝行君） 事務局、お願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） こちらの方は、全て久喜市に農地を持っております。

○会長（杉田孝行君） 長谷川委員さん。

- 16番（長谷川智英君） 先ほど貸借の関係で説明があった面積と、こちらにある12年後目標とする面積がちょっと一致しないようですけれども、この辺の整合性はどうなのでしょうか。
- 農業振興課係長（中村 篤君） 農業振興課の中村がお答えさせていただきます。こちら、今目標が令和12年ということでございます。先ほどの計画で上げさせていただいたのが今年度の計画ということで、この後も隨時農地の集積、集約を進めていって、結果的にここを目指していきたいというようなことでございますので、ご理解いただきたいと存じます。
- 会長（杉田孝行君） 長谷川委員さん。
- 16番（長谷川智英君） しようがないと思うのですけれども、先ほどの面積と、この12年にする目標の面積がちょっと数字が合わないような気がするのだけれども。
- 農業振興課係長（中村 篤君） すみません、ちょっと重ねてのご説明になるのですけれども、今議案で上げさせていただいた計画というのが始期、終期がそちらに記載のものでございまして、今後も、例えば令和8年度、令和9年度とか、徐々に、徐々に増やしていって、結果的に全体的に5,000アールを目指していきたいというような目標でございます。
- 会長（杉田孝行君） 池田委員さん。
- 3番（池田庄司君） 3番の池田でございます。ここのところ大分農地が荒れている状態が見受けられます。農地の周りが、どうも草刈り等々がほとんどできていない。状況を見ますと、大手さんが多いのです。手が回らないのだろうと思うのです。今ちょっと話題になっている方も、今後は実習生を使うと。現状は、どのぐらいの従業員をお使いになって、今の3,200アールを管理しているのか。ちょっとその辺を教えていただけますか。
- 会長（杉田孝行君） 中村係長、よろしくお願ひします。
- 農業振興課係長（中村 篤君） 正式に確認取れているものといたしましては、ここにある経営の構成といったところでお示しさせていただきます。3名ということでお話をいただいております。ただ、そのほかに関しても、こちらの従業員で集めていないのですけれども、例えば草刈りなり、そういった時期でちょっとほかの方にも手伝っていたいているということは確認は取れてはいるのですけれども。実際に、では、何人が、どれぐらいの人数でといったところまでは把握していない状況でございます。
- 3番（池田庄司君） 何回も申し訳ないのですが、現在耕作をしている農地の確認はされているというふうに理解してよろしいのでしょうか。
- 会長（杉田孝行君） 中村係長、よろしくお願ひします。
- 農業振興課係長（中村 篤君） 今回かなり多くの面積を集約されるということで、直接ご本人ともお話をさせていただく中で、周りの農地とかも確認を、全部見たかと言われるとそこまでではないのですけれども、一部確認をさせていただいたりとか、地権者の方とかのお話をする機会というのはつくらせていただいた上で、今回変更計画ということで上げさせていただいております。
- 会長（杉田孝行君） よろしいでしょうか。
- 3番（池田庄司君） はい。
- 会長（杉田孝行君） 野口委員さん、何か。
- 17番（野口和幸君） この方なのですが、拠点はどちらでやるのですか。久喜でやるのですか、それとも、住まいの近くでやる。
- 農業振興課係長（中村 篤君） お話としては、やはり久喜を中心にやっていくということで、今、久喜市をベースに集積を進めているという状況でございます。

○17番（野口和幸君） そうすると、施設も久喜に置いてあるわけですか。

○農業振興課係長（中村 篤君） 今時点で全部の施設、設備というところはお持ちでないのですけれども、この別紙のところに記載があります、例えばビニールハウスとか、乾燥機とか、そういうものに関しても、今後、農地の面積を増やす過程で、そういうものも設けたいということでご意向をいただいているところでございます。

○会長（杉田孝行君） 岡田委員さん。

○11番（岡田 武君） 11番、岡田です。今仰せになっている方ですけれども、いとこが菖蒲町の下柏間に在宅しております、この人も10町歩ぐらい作付して。いつも来て、見て、この方は会社経営も1つしておりまして、そのほかに1件上柏間に廃棄になった自宅を買いまして、そこに本拠を構えてやっております。まだ始まったばかりなので草も生えておりますけれども、一気に増やしまして、行く行くは50町を目標に、若くしてやっておりまして、もう少し辛抱して、草が出ているところはありますけれども、若手のやり手が来ておりますので、皆さんよろしくお願ひいたします。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ほかにございますか。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出いたしました1件の農業経営改善計画につきまして、今後農業規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれることから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見について、賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手（全員）]

○会長（杉田孝行君） 全員をもって支障なしの意見として決定をしたいと思います。

続きまして、地域計画（案）に係る意見について、事務局から照会事項等について、その内容説明を求めます。  
よろしくお願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） 先日、総会資料とともに配りさせていただきました地域計画（案）に係る意見について（依頼）及び本日お配りいたしました地域計画（案）の変更に係る意見について（依頼）と書かれております資料を御覧いただきたいと存じます。

令和7年3月に市内12地区において策定した地域計画につきましては、策定後も随時見直しを行い、プラスシャアップしていく、磨きをかけて、より完成度を高めていくことになっております。このたび農用地の除外等の手続に伴い3地区で地域計画の変更が予定されており、農業委員会に対して意見照会がございました。そこで、委員の皆様には、総会資料と一緒に電子データの入ったCDをお配りし、事前に内容のご確認をいただいたところでございまして、ご意見があれば農業委員会として回答するというものでございます。

それでは、内容等につきまして農業振興課の担当から説明をさせていただきます。

中村係長、よろしくお願ひします。

○農業振興課係長（中村 篤君） 改めまして、こんにちは。農業振興課の中村と申します。今、田口よりご案内があったとおり、ちょっと幾つか重なる部分があるのですけれども、まず、地域計画は何ていうものなのかといったところからご説明させていただきます。地域計画とは農業者や地域の方々との話し合いで作る将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図のようなものでございます。久喜市では、昨年度、全12地区において協議や説明会を実施し、地域の農業者をはじめ農業委員の皆様、農地利用最適化推進委員の皆様、農業委員会事務局、農業振興課、JA南彩、JA埼玉みずほ、春日部農林振興センター、農林公社などなど地域農業の様々な関係者で協議を行い、今年の3月、

令和7年3月に公表をしたところでございます。

このたび農用地からの除外の申出と市街化編入に係る処理手続に関連して、令和7年3月に公表した地域計画の見直しを行うこととなりました。今回、地域計画の変更を行う地区は3地区ございます。お手元の資料、菖蒲町菖蒲地区、江面地区、菖蒲町三箇地区、以上の3地区でございます。

地域計画案は、事前に紙ベースでお渡ししている資料を御覧ください。変更箇所、ちょっと分かりづらくて恐縮なのですけれども、それぞれ網かけをした数値でございます。なお、地図については、事前にCD-Rでデータをお渡ししているとおりでございます。

まず、菖蒲町菖蒲地区については、令和6年11月受付の除外申出案件において、事業計画者の一部に耕作者が載っている状況でございました。今回除外手続の一環として目標地図の当該農地から耕作者の情報を除外するということですございます。なお、本変更における耕作者からの同意は得られている状況でございます。

続いて、江面地区及び菖蒲町三箇地区については、久喜菖蒲工業団地の拡張といたしまして、開発の調整が行われている区域でございます。その区域を目標地図から除外するような変更でございます。こちらについても、一部耕作者がいる状況でございますが、現時点では農地の貸借を合意解約済みである、また、耕作者からの同意を得られている状況でございます。

以上、今回の変更箇所については、既に耕作者からの同意や解約済みの農地であることから、地域計画の目標達成には支障はないものと考えておりますので、ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

参考までに、この後の流れ、動きになるのですけれども、現在お示ししている地域計画案は、農業委員会をはじめ現在各関係団体にも意見聴取を行っている状況でございます。意見聴取後、2週間の公告縦覧期間を経て、9月末頃の計画の公告を行う予定でございます。

また、全12地区の協議の場に関してなのですけれども、今年度に関しましては稻刈りが落ち着いてきた頃、11月後半から12月頃の開催を予定しております。日程が決まり次第、農業委員の皆様、農地利用最適化推進委員の皆様にもお知らせしたいと思いますので、どうぞ出席の上、ご対応いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

私からの説明は以上となります。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございました。

ただいま説明がありました。皆さんのはうから何かご質問ございましたら、お受けしたいと存じます。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） なしの声がございますので、打ち切ります。

それでは、地域計画（案）に係る意見についてでございますが、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手（全員）]

○会長（杉田孝行君） 全員をもって異議なしの意見として決定したいと存じます。

○農政問題に対する質疑・応答

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第9、農政問題についてです。

前回、大澤委員さんと池田委員さんに発表してもらったのですけれども、今回は長谷川委員さんがお米を作っているので、あと、梨については坂巻委員さんがございますので、ひとつお願いをしたいと思います。

では、長谷川委員さん、よろしくお願ひします。

○16番（長谷川智英君） 会長から指名いただきましたので、水稻の状況なのですけれども、私が4月の一番早いので26日に田植、それで、大体4月中に田植したものが今月の18日から稻刈りを始めたような状況です。今年、コシヒカリ

リについては、草丈が結構長いので、ちょっと倒伏ぎみのところもありますが、天候に恵まれ台風が来ていないので、かろうじて立っているような状況であります。かなり天候がよ過ぎて花が咲かないというような状況で、実入りが若干少ないので、作柄は一応コシヒカリで7俵ちょっとぐらいしか取れませんでした。私の管理の悪いところもまたあったのかなと思うのですけれども。なかなか高温で花咲く時期にちょっと授粉ができなく、しいなが多いかなというふうな状況です。

また、カメムシについては、今年度、地域でドローン等で防除したおかげでカメムシはほぼいないのかなと。選別機にかけたのですけれども、1秒間に4回とか5回程度しか撃たないということで、ほとんどカメムシは被害がないのかな。また、逆に実入りがない分、しいなが多くて収量が下がっているというような状況かと思います。

また、高温のため、どうしても稻刈り間際まで水を入れている関係で、田んぼが若干軟らかめかなという部分もありますけれども、その辺は品質を上げるため、できれば高温のため、水かきを気をつけていただきたいなと思っております。

自分の中ではそんな感じで作付して、収穫したわけですけれども、今、大体2町ちょっと刈ったところで、平均するとやっぱり7俵半前後かなという形です。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございました。

続きまして、坂巻委員さん、ひとつよろしくお願ひします。

○13番（坂巻泰子君） 坂巻でございます。梨をやっているのですけれども、1人で何とか細々とやっておりまして、今日も朝、5時に起きまして梨の消毒をしてまいりました。梨は、今、大体10日に1回ぐらい消毒をしております。やっぱり、暑いのと天気がよ過ぎて雨が降らないと、やはりハダニがすごく湧くのです。そうすると、葉っぱがみんな落ちてしまって、周りの梨屋さんがみんなダニが出た、ダニが出たってダニ剤をやらなくては。でも、ダニ剤って1回その農薬を使うと、2回、3回同じ農薬を使うことができないので、皆さん、何かその薬をとても苦労していらっしゃると思います。梅雨どき雨がなかったので、本当に今年小さかったです。幸水取っていてがっかりするぐらい小さかったのですけれども、彩玉はそれほどでもなく、ある程度取って。昨日、初めて豊水を取ったのですけれども、やはりワンサイズ、ツーサイズぐらい小さいかなと思います。これから、あと遅梨になりますので、大体もう豊水、彩玉が主流で梨のほうは大体終わってしまうのですけれども、まだ、この先消毒が何回かあったりして、梨は本当に消毒が大変だなと思っております。

以上です。

○会長（杉田孝行君） 大変どうもありがとうございます。今回は、2名の方に貴重なご意見を発表していただいたわけです。大変どうもありがとうございます。

ほかに皆さんのはうからございますか。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

○閉会の宣告 午前10時54分

○会長（杉田孝行君） 以上をもちまして、本日は閉会とさせていただきます。

本会議を証するためここに署名する。

令和7年8月25日

久喜市農業委員会会長 杉田孝行

署名 委員 原義雄

署名 委員 岸田一男